

マイナポータルから「医療保険の資格情報」を印刷する手順

マイナポータル ログイン後

1 登録状況の確認

公金受取口座と健康保険証の登録状況を確認できます

[マイナンバーカード関連のよくある質問](#)

確認

証明書



マイナンバーカード



健康保険証

【健康保険証】を押してください。



2 健康保険証

マイナンバーカード利用

登録済

資格情報

令和6年6月10日時点

① この情報は画面下部から保存できます。

下へスクロールしてください。

3 この情報を保存

医療機関受診時などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に提示することで、受診が可能です。

※受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です。

端末に保存

【端末へ保存】を押すと、
右の資格情報をダウンロードできます。

4 医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時：2024年6月10日 時点

| | |
|-----------|--|
| 保 険 者 名 | |
| 保 険 者 番 号 | |
| 記 号 | |
| 番 号 | |
| 枝 番 | |
| 氏 名 | |

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

| | |
|---------------|--|
| 一 部 負 担 金 割 合 | |
| 有 効 期 限 | |

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご留意ください。

ダウンロードしたこの帳票を印刷して下さい。

マイナンバーカードの健康保険証利用については、下記ホームページをご参照ください

厚生労働省ホームページ 「マイナンバーカードの保険証利用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

